

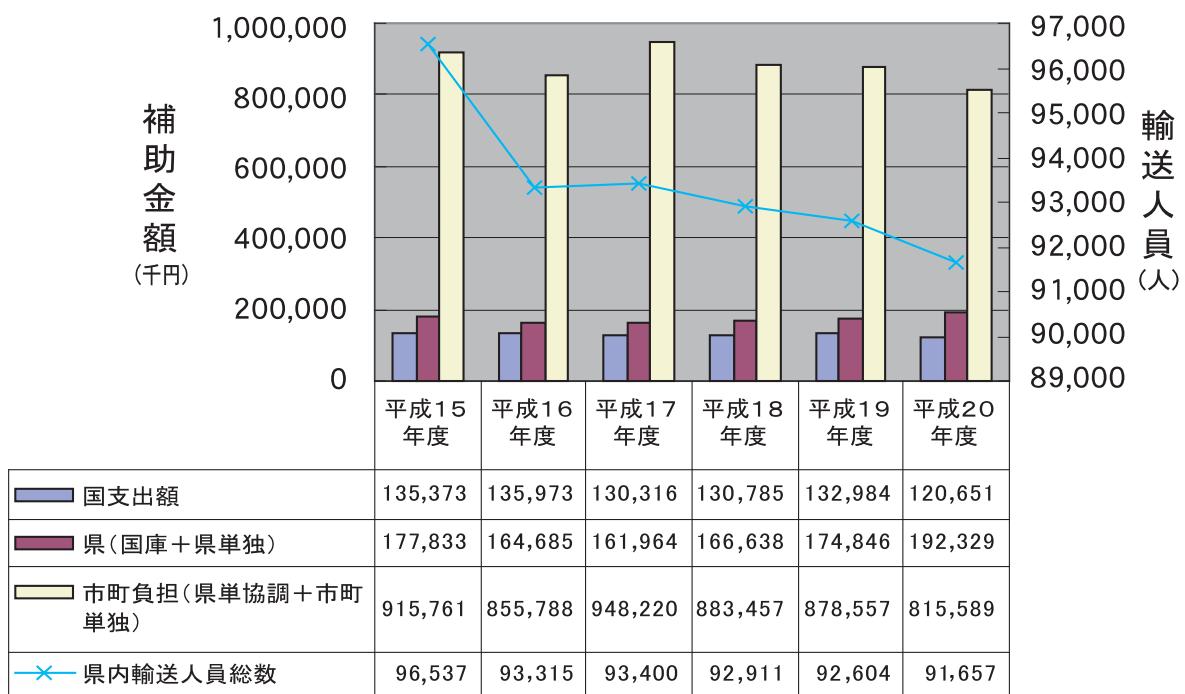
## 32 生活交通(乗合バス等)の維持確保に対する支援の充実について

【国土交通省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 複数市町村をまたがることを要件としている国の地方バス補助制度について、市町村合併が進んでいる本県においては補助路線を変更・新設する場合は補助対象とならない場合が生じていることから、地域の実情に応じた要件の緩和
- 2 合理化促進に取り組んでいる離島バス事業者について、本土バス事業者と同様に平成20年度から新設された「路線維持合理化促進補助金」の対象とすること

乗合バス輸送人員の推移と路線維持費補助金額の推移(平成15年度～平成20年度)



## 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

1. 利用者の減少等によりバス事業者は赤字が拡大しており、県・市は欠損補助額が増加し、バス事業者においては、利用者の減少を防ぐために路線の見直し等による利便性の向上を検討しています。一方、本県では市町村合併が進んだ結果、離島では一島一市町となっております。利用者の減少を防ぐための路線見直し・変更を実施した結果、国の補助制度の要件である「路線が複数市町にまたがること」を満たさなくなります。離島地域の実情にあった要件の見直しが必要です。
2. 「路線維持合理化促進補助金」は、地域住民の生活に必要なバス路線の維持に向けて、バス事業者が費用削減や增收努力等の合理化を進めるために設けられた制度です。しかし、離島のバス事業者も経費節減や収益拡大の努力をしており成果も出ていますが、国の補助金算定基準によりインセンティブ措置の適用が受けられません。

## 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

### (1)について

- ・国庫補助対象路線が下記要件を全て満たす必要があること。
  - ①複数市町村をまたがること。
  - ②路線延長が10km以上であること。
  - ③輸送量が15～150人であること。
  - ④1日あたりの運行回数が3回以上であること。
  - ⑤広域行政圏の中心市街地へアクセスすること。
  - ⑥収支率が55%以上であること。

合併が進んでいる本県においては、市町村域が広くなっているにもかかわらず、従来要件のままであり、地域の実情にそぐわない。
- ・本県においては補助路線を変更・新設する場合は補助対象とならない場合とは
  - ①距離要件等他の要件を全て満たしているが、複数市町要件のみ満たしていない場合
  - ②運行目的、起点・終点が同一であるのに、一部迂回した経路によって運行している場合
- ・地域の実情に応じた要件の緩和とは
  - ①合併が進み市町村域が広くなった地域については、旧市町村単位へ複数市町村要件を緩和
  - ②道路事情が良くなつたため旧道から新道へ主たる系統の経路変更したにもかかわらず、旧道沿いに集落があるため迂回路を運行する系統も残した場合

### (2)について

- ・本土バス事業者と同様に「路線維持合理化促進補助金」の対象とすることとは  
　国の「生活交通路線維持費補助金」の算定基準において、離島にあっては、補助対象経常費用について、地域キロあたり経常費用と乗合バス事業者のキロあたり経常費用を比較して、いずれか低い額を経費とすることなく事業者のキロあたり経常費用を補助対象経常費用とすることができます旨の優遇措置がとられています。

本県離島の乗合バス事業者にあっては、キロあたり経常費用が地域キロあたり標準経常費用を下回っており、「路線維持合理化促進補助金」の「乗合バス事業者のキロあたり経常費用が地域キロあたり標準経常費用を下回っていること」という基準に適合するにもかかわらず、「生活交通路線維持費補助金」の算定基準において優遇措置をうけていることから、例え収支が前年度より改善してもインセンティブ措置を受けることができないという実態があります。

## 【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・路線を新設・変更する場合の複数市町にまたがる要件を離島に限り平成の大合併前の市町単位で認めていただくこと
- ・合理化促進に取り組んでいる離島バス事業者について、本土バス事業者と同様に平成20年度から新設された「路線維持合理化促進補助金」の対象とすること

## 【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・地方バス補助制度が拡充されバス運行事業者の経営安定が図られることにより、地域住民の日常生活の足である生活交通の維持確保につながります。

## 33 長崎空港等の活用推進について

【国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠については、国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けること
- 2 国による設置・管理空港(成田国際空港、中部国際空港、関西国際空港、羽田空港、伊丹空港を除く)及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料を平成14年度以前の軽減率に引き下げるここと
- 3 国際航空路及び国際航路を有する長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港及び比田勝港のCIQ体制の強化を図ること



【1について】

○羽田空港の再拡張に伴い拡大する発着枠とは

平成22年10月に予定されている羽田空港の第四滑走路供用開始に伴い、年間の発着枠が現在の30.3万回から40.7万回に増加し、増便が可能となります。

○国内線の利用を優先し、地方路線に優先配分する枠を設けるとは

平成22年1月10日に羽田空港の発着枠拡大の第一段階として37便の配分がされました。今後予定されている残りの増便分についても、国土の均衡ある発展を図る立場から、地方路線への優先的な配分枠を設けることが必要です。

【2について】

○国による設置・管理空港及び幹線以外の地方路線に係る羽田空港の着陸料とは

平成21年7月1日から、長崎空港を出発する便の羽田空港着陸料が4分の3に軽減されましたが、さらなる軽減措置が必要です。

○平成14年度以前の軽減率に引き下げとは

平成14年度までは、幹線以外の地方路線に係る羽田空港着陸料が3分の2に軽減されていました。今後とも地方路線の維持を図るために、着陸料の引き下げを望みます。

【3について】

○長崎空港、対馬空港、長崎港、厳原港及び比田勝港のC I Q体制の強化とは

長崎空港のC I Q体制は、国際線の運航の都度、入国管理、検疫及び植物防疫は、長崎市からの出張で対応されています。対馬空港、厳原港及び比田勝港においては、税関、入国管理、検疫は対馬市厳原町に常駐していますが、植物防疫及び動物検疫は、福岡市からの出張で対応されています。長崎県の国際化を進めていくうえで、C I Qの常駐化等の体制強化を望みます。

## 34 まちづくり事業の推進について

【国土交通省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保
- 2 住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進



JR長崎本線連続立体交差事業  
(位置図)



JR長崎本線連続立体交差事業  
(梁川橋踏切付近完成予想図)



市街地再開発事業  
(上駅通り地区完成予想図:大村市)



市街地再開発事業  
(栄・常盤地区完成予想図:佐世保市)

## 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

- ・JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保

長崎市の中心市街地は、鉄道により東西市街地が分断され、踏切による交通渋滞や事故を引き起こすなど都市活動の阻害要因となっています。そこで、JR長崎本線連続立体交差事業により、鉄道を高架化し、交通渋滞の緩和や交通の安全確保、鉄道で分断された市街地の一体化を図り、市街地全体の発展や賑わいを創出する必要があります。

- ・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

本県の多くの地域では平地が少なく斜面市街地が多いという厳しい土地条件であり、この斜面市街地には老朽木造建築物が密集し、防災上、居住環境上多くの問題を抱えています。また、限られた平地部分の市街地では、老朽化した低層の商業施設等が密集しています。

## 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保

本県の厳しい財政状況においては、公共事業全体の予算が削減される中、円滑な事業進捗を図るには社会資本整備総合交付金などの国の支援を含め、財源を確保することが第一の課題です。財源が確保できない場合、完成時期が遅れるだけでなく、長崎駅周辺土地区画整理事業の進捗にも影響し、市街地の一体化や中心市街地の発展に支障をきたすことになります。

- ・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進

斜面密集市街地では、公共施設が不足し、老朽住宅が密集しているために、防災上等の観点からも住環境の改善を行う必要があります。しかし、平地に比べ多額の費用を要し、継続的な財源確保が難しい状況にあります。

また、平坦地の市街地では、低層で老朽化している建物が多いため、効率的な土地利用がなされておらず、市街地としての機能が低迷し拠点性を失いつつあるため整備が必要です。しかし、整備を行うためには、短期間に多額の財源を確保する必要があるため、地方自治体単独での財源確保が困難な状況です。さらに、市街地再開発組合に対する融資については、地元銀行の融資が非常に厳しい状況にあり、公的機関の融資に依存せざるを得ない状況です。

## 【3】本県が望むことは以下のとおりです。

### ・JR長崎本線連続立体交差事業の早期整備を図るための財源確保とは

JR長崎本線連続立体交差事業を推進するためには多額の事業費が必要となります。本県の厳しい財政状況においては、国の支援なくして、財源確保が難しいため、重点的かつ他事業の進捗に影響がないよう配分をお願いします。

### ・住宅市街地総合整備事業及び市街地再開発事業の促進とは

○住宅市街地総合整備事業の今後の予算確保を望みます。

平成23年度以降全体事業費：17,947百万円

国費要望額：7,866百万円

○市街地再開発事業の今後の予算確保を望みます。また、住宅金融支援機構の融資制度のうち、市街地環境の整備・改善に資する事業に対し、計画段階から建設工事・分譲に至るまでの間融資を行うまちづくり関連融資の制度継続及び予算の確保を望みます。

平成23年度以降全体事業費：7,075百万円（補助対象外事業費を含む）

国費要望額：1,568百万円

## 【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・JR長崎本線連続立体交差事業について、財源が確保されることで、長崎駅周辺の土地区画整理事業と歩調を合わせた整備と早期の完成が実現でき、長崎の玄関口となる都市拠点の整備と良好な都市環境と賑わいの創出、市街地全体の発展を図ることができます。

・住宅市街地総合整備事業について12地区の整備が行われ、密集状態の改善、公共施設の整備、防災上の住環境も改善されます。

長崎市（十善寺地区、江平地区、稻佐・朝日地区、北大浦地区、南大浦地区、水の浦地区、立神地区、立山地区）

佐世保市（矢岳・今福地区、戸尾・松川地区、福田・中通地区、東山地区）

・市街地再開発事業について3地区の整備が行われ、中心市街地の活性化が図れます。

佐世保市（栄・常盤地区、塩浜地区）

大村市（上駅通り地区）

# 35 社会資本の整備・維持管理のための施策拡充について

【国土交通省】

## 【提案・要望の具体的な内容】

### 1 維持補修に関する社会資本整備総合交付金の適用拡大

- (1)河川、海岸修繕事業に対する適用
- (2)砂防、地すべり、急傾斜地修繕事業の採択基準の見直し
- (3)旧港湾改修(統合補助)事業(岸壁、物揚場、可動橋等)の採択基準の見直し

### 2 広域活性化計画に基づく事業制度の拡充

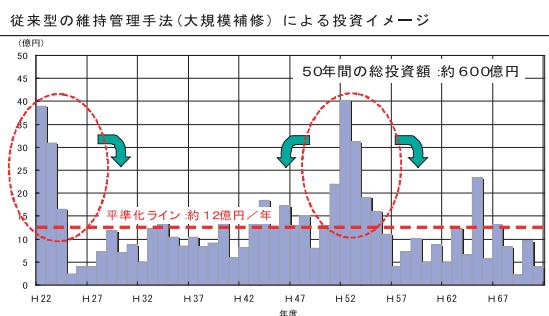
- (1)基幹事業の対象範囲について運用上の採択要件の緩和
- (2)全体事業に対する提案事業の割合の引き上げ

## 【港湾鋼構造物維持補修計画】

### ○ 港湾施設(鋼構造物)維持補修計画のイメージ

今後急増していく老朽化施設に対して、これまでの事後保全的な維持管理手法では予算の増大や補修時期の集中等により対応が困難になることが予想されます。

このことから、予算の平準化及び最小化を図った今後50年の投資シミュレーションに基づき、各施設の補修時期等を定めた「維持補修計画」を作成しました。原則としてこの計画に基づき補修事業を実施していきます。

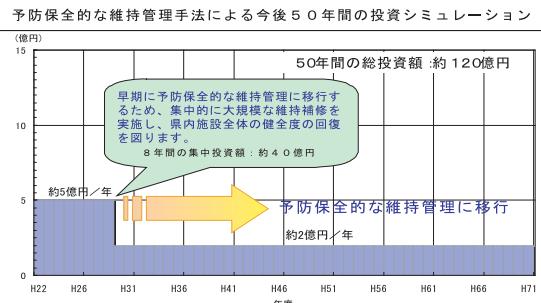


## 【集水井の老朽化状況】



集水井戸内のライナープレートが老朽化により腐食しているため、井戸本体に変形や漏水の恐れがあり、集水機能の維持に支障をきたします。

### 予防保全的な維持管理・予算の平準化及び最小化



## 【1 社会資本整備総合交付金について】

### ○河川、海岸修繕事業に対する適用とは

河川、海岸における土砂の浚渫や施設の補修については、三位一体改革をふまえた国庫補助金改革に伴い、河川については平成17年度に、海岸については平成18年度に国の補助制度が廃止され、その後は県単独予算のみで対応しています。近年、河川、海岸の適正な維持管理に対する要望がますます多くなっていますが、社会資本整備総合交付金においても、現時点では伐採や浚渫といった維持管理事業が対象外とされているため、当該事業に対する交付金の適用を求める。

### ○砂防、地すべり、急傾斜地修繕事業の採択基準の見直しとは

砂防関係施設の老朽化が懸念されている中、緊急改築事業が創設されました。総事業費1億円以上であり、当県が必要としている修繕箇所に合致しません。災害関連緊急事業の採択基準と同等の3千万円以上とした採択基準の緩和をお願いします。

### ○旧港湾改修（統合補助）事業（岸壁、物揚場、可動橋等）の採択基準の見直しとは

補修メニューにおける県負担分についての地方債の起債対象工種は、全面的な更新についてのみですが、老朽化が進む港湾施設には部分的な更新でも十分その効果が得られるものもありますので、部分的な更新についても対象としていただきますようお願いします。

## 【2 広域活性化計画に基づく事業制度について】

### ○基幹事業の対象範囲及び運用上の採択要件の緩和とは

基幹事業の対象範囲としては、道路事業、河川事業、港湾事業、公園事業などがありますが、二級河川維持修繕事業が対象範囲に含まれておりません。二級河川維持修繕事業を基幹事業として実施できるよう、運用上の採択要件の緩和をお願いします。

### ○全体事業に対する提案事業の割合の引き上げとは

広域活性化計画に基づく事業の国費の交付率は最大45%ですが、全体事業に対する提案事業（自由な発意により基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業）の割合が、ある一定の割合（17.5%）を超えると、国費の交付率が低減されます。したがって、国費の交付率を最大45%確保できる提案事業の割合を、現行の17.5%から、従来のまちづくり交付金並みの36%に引き上げることをお願いします。



# 競争力のあるたくましい 産業の育成

(明日を拓く産業育成プロジェクト)

## 36 太陽光発電システム及び次世代自動車の導入促進について

【経済産業省、環境省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

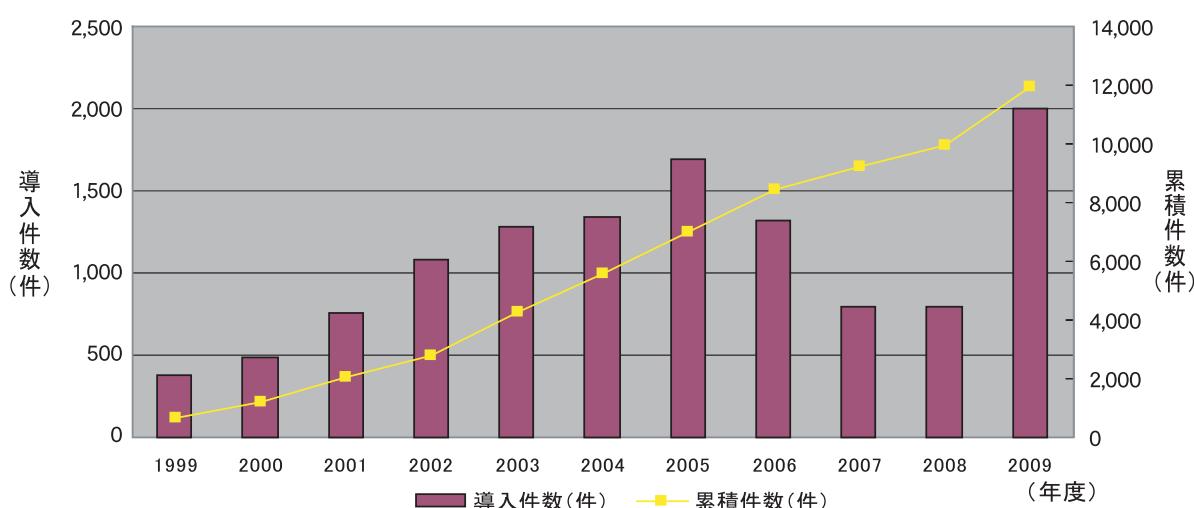
1 太陽光発電システムの設置補助額を拡充するとともに、太陽光発電による電力の長期全量買取制度の導入等、太陽光発電導入時のコストを早期に回収できる制度を充実すること

特に、民間事業者を対象とした太陽光発電システムの導入を促進するため、「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助率を1／2以上とすること

また、民間事業者が地方自治体と連携して大規模太陽光発電を導入する場合は、事業に要する期間や事業者の規模に関わりなく補助する現行制度を維持すること

2 電気自動車、プラグイン・ハイブリッド車など次世代自動車を本格的に普及させるためのモデル事業の実施地域である「EV・PHVタウン」における電気自動車や充電設備、ICTを活用した設備等の導入については国土交通省の交付金を活用している。今後EV・PHVタウンにおけるモデル事業を一層推進するため、新たな国の財政支援制度を創設すること

長崎県内の住宅用太陽光発電システム導入状況



[一般社団法人 新エネルギー導入促進協議会]

※上記の推移のとおり、住宅用については、2006年の補助の廃止により普及が低迷していたが、2009年の住宅用太陽光補助の再開により、飛躍的に導入が進んでいる。

民間事業者向けの助成についても、さらなる補助事業の充実が望まれる。

※なお、2009年度は、国への補助申請件数等を参考に2,000件を見込んで記載している。

## 【1について】

### ○太陽光発電システムの設置補助額の拡充とは

現在、住宅用太陽光発電システムの設置補助額はkwあたり7万円であり、民間事業者向けについては、設置費用の1／3以内、地方公共団体や非営利団体向けについては、1／2以内の補助率ですが、太陽光発電システムは設置費用が高額であり、さらなる導入推進のために、補助額や補助率の引き上げを望みます。

### ○太陽光発電による電力の長期全量買取制度の導入とは

現在導入されている、余剰電力のみの買取制度ではなく、太陽光発電システムで発電した電力を全てを電力会社が長期に固定した価格で買取る制度です。この制度の導入により、太陽光発電設備の普及促進が期待されるため導入を望みます。

### ○太陽光発電導入時のコストを早期に回収できる制度を充実とは

太陽光発電システム導入にかかるコストを早期に回収するためには、設置時の費用負担の軽減や電力会社による発電電力の全量買取が必要です。このため、設置補助額の拡充及び長期全量買取制度を望みます。

### ○民間事業者を対象とした太陽光発電システムの導入を促進とは

民間事業者を対象とした「太陽光発電新技術等フィールドテスト事業」（設置費の1／2以内を支援）が平成20年度をもって廃止され、現在は、「新エネルギー等事業者支援対策事業」が活用できる主な支援制度ですが、補助率が1／3以内であり、導入支援制度が事実上縮減された状況にあります。このため、導入促進のための補助制度の充実を望みます。

### ○「新エネルギー等事業者支援対策事業」の補助率とは

民間事業者が太陽光発電システムを導入する場合の補助率は、補助対象経費の1／3以内ですのと、補助率の引き上げを望みます。

### ○事業に要する期間や事業者の規模に関わりなく補助する現行制度とは

民間事業者が地方自治体と連携して大規模太陽光発電システムの導入を行う「地域新エネルギー等導入促進事業」については、国の事業仕分けを受けて、平成22年度から「原則として、建設に長期を要しない事業のみを支援対象とする」という条件が追加されたことや、事業仕分けで、補助対象を中小企業に特化すべきとの意見があったことから、現行補助制度の存続が危ぶまれますので、その維持を望みます。

### ○その維持とは

複数年度に亘る大規模太陽光発電システムについて引き続き補助対象とすることと、中小企業だけでなく大企業が地方自治体と連携して取り組む場合も引き続き補助対象とする現行補助制度の維持を望みます。

## 【2について】

### ○電気自動車や充電設備、I C Tを活用した設備等の導入とは

電気自動車（E V）やプラグインハイブリッド車（P H V）の普及のモデル地域として国から選定された「E V・P H Vタウン」において、E Vの普及のためのモデル事業を実施するためには、E Vや、E Vに充電するための充電設備、E Vや充電設備の利用データ（走行距離、充電時間、充電量など）を取得するためにI C T（情報通信技術）を活用した設備やシステムを導入する必要がありますが、そのための国の財政的な支援措置がありません。

### ○新たな国の財政支援制度を創設とは

現状では、全国一律のE V及び充電器を対象にした国の補助制度はありますが、単にE Vや充電設備を導入するのではなく、国の選定を受けた「E V・P H Vタウン」において、E V普及のためのモデル事業を実施するために、電気自動車や充電設備等を導入する場合の国の財政的な支援制度（新たな交付金制度や補助制度）の創設をお願いするものです。

## 37 ベッ甲原料の確保方策について

【経済産業省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 国内でのタイマイの増養殖に関する技術開発
- 2 関係国際機関等への産業界からの派遣

長崎ベッ甲業界におけるタイマイ輸入制限前の状況と現状の比較

項目	平成元年度①	平成19年度②	増減数	比率②／①(%)
事業所数(事業所)	102	30	△72	29.4
従業者数(人)	1,229	150	△1,079	8.2
職人(人)	476	67	△409	14.1
営業(人)	753	83	△670	11.0
生産額(億円)	31	4	△27.0	12.9

歴史と伝統に培われたベッ甲職人の技



現在の長崎ベッ甲細工



#### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

日本は、昭和55年のワシントン条約加盟後も、べっ甲の原料であるタイマイについては留保したため、その種については締約国とみなされず、輸入を継続してきましたが、米国の野生生物製品（養殖真珠等）輸入制限という制裁発動の圧力を受け、留保を撤回し、平成4年12月末をもって輸入することができなくなりました。

3年おきに開催されるワシントン条約締結国会議において、ダウンリスト（ワシントン条約における付属書Ⅰから付属書Ⅱに移ることで、一定の条件のもと取引が可能）の機運が高まった時期もありましたが、本年3月にカタール国で開催された第15回国会議においてもダウンリストの提案は行われず、依然として輸入再開は厳しい状況です。

そのため、国においてはべっ甲等資源確保対策事業として、タイマイの国内増養殖や貿易取引再開に向けた国際的取組への支援が行われており、長崎県においても、平成3年度から長崎べっ甲対策として各種支援を行いながら、伝統工芸であるべっ甲産業の育成を図っています。

#### 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- ・ タイマイの輸入再開の目途がたっていない中、タイマイに代わる材料が存在しないため、300年以上も続いてきた、歴史的・文化的に貴重なべっ甲産業は存続の危機に直面しています。
- ・ べっ甲産業のほとんどは中小・零細企業であり、職人や従業員の多くが高年齢化しているため、職種の転換が困難です。

(参考)

職人の年齢構成：①60歳代44.0% ②50歳代：19.5% ③70歳以上17.8%

「(社)日本べっ甲協会 平成21年度実態調査」より

#### 【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- ・ 国において「べっ甲等資源確保対策事業」を引き続き実施していただくことにより、国内でのタイマイの増養殖に関する技術開発や関係国際機関等への産業界からの派遣に対する支援を要望します。

(参考)

増養殖事業の状況：ふ化が成功し、餌や照明が養殖タイマイの甲羅に与える影響等を研究

派遣状況：第15回国会議（H22年3月カタール国）に2名参加し情報収集及び政府関係者等と意見交換を実施

#### 【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- ・ 安定的な原材料確保を目指し、タイマイの増養殖技術の開発や、ワシントン条約締結国会議などの国際会議においての情報収集、取引再開に向けた国際的な理解を求める取り組みが可能となり、べっ甲産業の存続・育成が図れます。



(農林水産業いきいき再生プロジェクト)

# 38 東シナ海等における国際的資源管理の推進について

【水産庁、外務省、海上保安庁、文部科学省、独立行政法人水産総合センター】

## 【提案・要望の具体的な内容】

### 1 東シナ海等における水産資源の保存・管理措置の確立と資源管理体制の構築について

- (1)日中暫定措置水域及び中間水域並びに日韓暫定水域における水産資源の保存・管理措置を早期に確立するとともに、関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉継続
- (2)本県漁業者の意向を尊重した我が国排他的経済水域における中国・韓国漁船の操業条件の見直し
- (3)我が国の領海及び排他的経済水域における海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化
- (4)外国船の避泊対策
  - ①入域者の避泊基本ルールの尊守と徹底
  - ②指導、監視体制の強化
  - ③漁業等への影響を防止する施策の実施
  - ④避泊による地元漁業者被害の救済
  - ⑤外国船の監視、注意喚起を行うための施設整備に対する助成等の施策の実施

### 2 東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究等の充実について

- (1)(独)水産総合センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実
- (2)国立大学法人長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センターの充実
- (3)日中韓の三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構(仮称)の創設及び東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区への設置



当該海域を利用する沖合漁業の漁獲量はピークの3分の1に減少

## 協定発効後の本県周辺海域の外国漁船の拿捕状況(九調及び七管)

年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	計
韓国	24	21	22	21	15	7	7	8	17	8	169
中国	5	8	10	5	1	1	1	2	1	1	35
計	29	29	32	26	16	8	8	10	18	13	204

### 【1 東シナ海等水産資源について】

#### ◆日中暫定措置水域・中間水域・日韓暫定水域

##### ○水産資源の保存・管理措置の確立とは

中国・韓国と日本の双方の排他的経済水域への入漁、操業条件等を内容とする新漁業協定が発効したにもかかわらず、日中暫定措置水域等の海域においては、水産資源状態の悪化や漁場の競合が認められ、また、依然として違反操業が問題となっています。このため、自国の排他的経済水域は中間ラインで境界画定し、当該水域の管理は自国で行う必要がありますが、当面は東シナ海等全般にわたる日中韓三国の取組みによる資源管理措置を確立する必要があります。

##### ○資源管理体制の構築とは

韓国延縄漁船や中国漁船からの投棄漁具による五島西海域の漁場環境の悪化、多数の韓国、中国底びき網漁船による本県周辺海域での操業や、韓国まき網漁船の光力問題があり、漁場や資源の適正管理の観点から、これら外国漁船の操業条件の規制強化が必要です。

##### ○関係国と中間ラインでの境界画定のための交渉を継続とは

排他的経済水域の境界に対する関係国間の見解の相違等から境界が画定されず、日中両国間に、中国漁船に対して我が国の権限が及ばない水域が広範囲に設定されています。

これらの水域では、依然として多数の中国漁船が集中して操業、本県漁船の操業が困難な状況が継続するとともに資源状態の悪化が懸念されています。

このため、暫定措置水域等における資源の保存・管理措置の早期確立と我が国が主張する中間線での排他的経済水域の境界画定交渉の継続を要望するものです。

#### ◆排他的経済水域

##### ○中国・韓国漁船の操業条件とは

2010年漁期の中国との操業条件については、漁獲割当量は10,741トン、割当隻数は408隻で双方等量等隻で合意しています。

2010年漁期の韓国との操業条件については、漁獲割当量は60,000トン、割当隻数は900隻で双方等量等隻で合意しています。

##### ○本県漁業者の意向を尊重した見直しとは

本県漁業者においては、五島西沖海域の韓国延縄船の操業禁止区域の堅持並びに禁止期間の延長、韓国漁船による投棄漁具を出さない取組の実施や対馬西方海域における韓国中型機船底びき網漁業操業区域の縮小、韓国まき網漁船の集魚灯の光力制限設定などの要望があつてあり、これら要望事項を尊重した見直しを要望します。

## ◆取り締まり監視体制

### ○海上保安庁、水産庁の取締監視体制の一層の拡充強化とは

外国漁船の違反操業に対し、海上保安部、水産庁は巡視船の高速化、漁業取締船や人員の増強を図ることを要望します。

## ◆避泊

### ○避泊の基本ルールを入域者に遵守させるとともに、指導、監視体制を強化とは

外国船の避泊により、過去に水道管や養殖いかだの破損等があり、外国漁船の避泊時には水産庁や海上保安庁が監視・指導を実施しています。この指導・監視体制の強化が必要です。

(参考)

- ・避泊数：H19年62隻、H20年度43隻、H21年度46隻（全て中国船）
- ・近年は被害事例なし（H14養殖イカダ50台、83百万円被害 その他 ゴミ不法投棄、不法上陸など）

### ○地元漁業者への被害救済とは

緊急避泊時に生じた被害救済のため、避泊海域における養殖共済及び漁業施設共済掛金に対する助成、漁業共済の共済対象とならない被害に対する救済などを要望します。

### ○外国船の監視、注意喚起を行うための施設整備に対する助成等とは

外国漁船の避泊状況を監視する監視小屋や避泊港の適正利用と環境保全を目的とした注意喚起用看板等の設置に対する助成を要望します。

## 【2 東シナ海等の資源の維持増大について】――

### ○(独)水産総合研究センター西海区水産研究所等における東シナ海等の資源の維持増大に向けた研究の充実とは

同研究所は東シナ海・黄海などにおける日中韓の共有資源であるアジ、サバ、イワシ等について、その資源状況の評価や管理に関する調査研究等を行っていますが、東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、資源評価の精度向上等が必要であり、(独) 水産総合研究センター西海区水産研究所等の研究の充実を要望します。

### ○国立大学法人長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センターの充実とは

同センターは、地球規模の環境の変化が東シナ海・黄海などの海洋生物に及ぼす影響や、海洋生物の多様性の保全と資源回復のための情報発信など、海洋の環境と生物に関する各種研究活動を行っていますが、今後の水産学部の大学院研究科開設を目指した研究施設の増設や教授陣の充実など体制整備の充実を要望します。

### ○三国間における、東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）の創設とは

東シナ海等の水産資源の維持増大のためには、海洋環境や水産資源に関する調査研究体制の強化とともに、日本、中国、韓国の3カ国による資源の共同管理体制の構築が必要です。

このため、日本、中国、韓国の3カ国による国際的な共同資源管理機構の創設を要望します。

### ○東シナ海等の資源研究の拠点である新長崎漁港地区に設置とは

本県は、「長崎国際マリン都市構想」の一環として、新長崎漁港地区に海洋研究の国際的な交流拠点づくりを推進しています。現在、新長崎漁港地区には、長崎大学環東シナ海海洋環境資源研究センター、(独) 水産総合研究センター西海区水産研究所及び県総合水産試験場の3試験研究機関が集積しており、東シナ海等の資源研究拠点となっています。

東シナ海・黄海資源管理機構（仮称）についても、「長崎国際マリン都市構想」に基づき、同地区に設置することを要望するものです。

## 【長崎の情景⑤】



宝亀教会・・・平戸市宝亀町

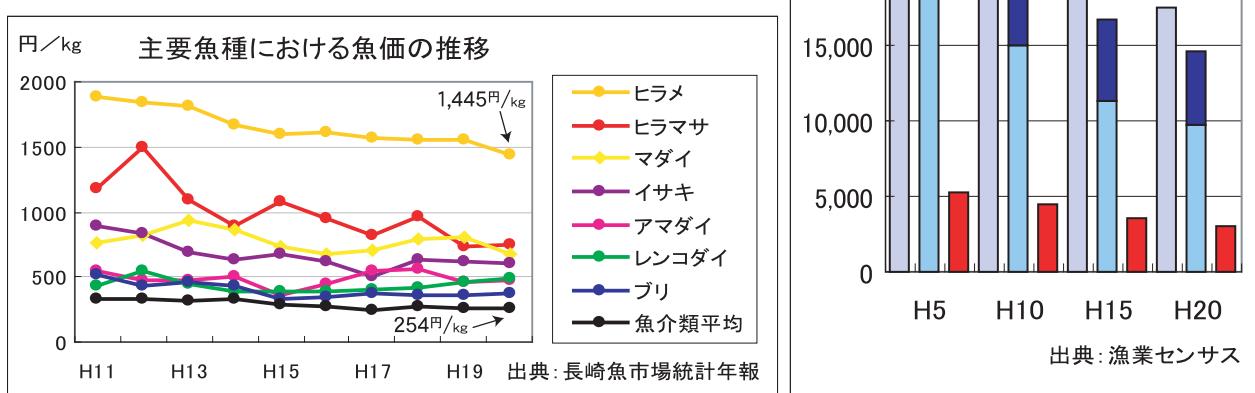
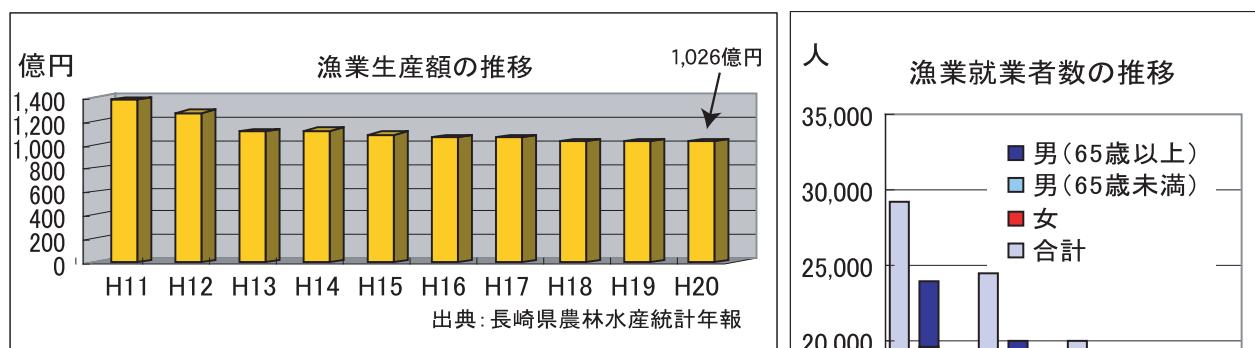
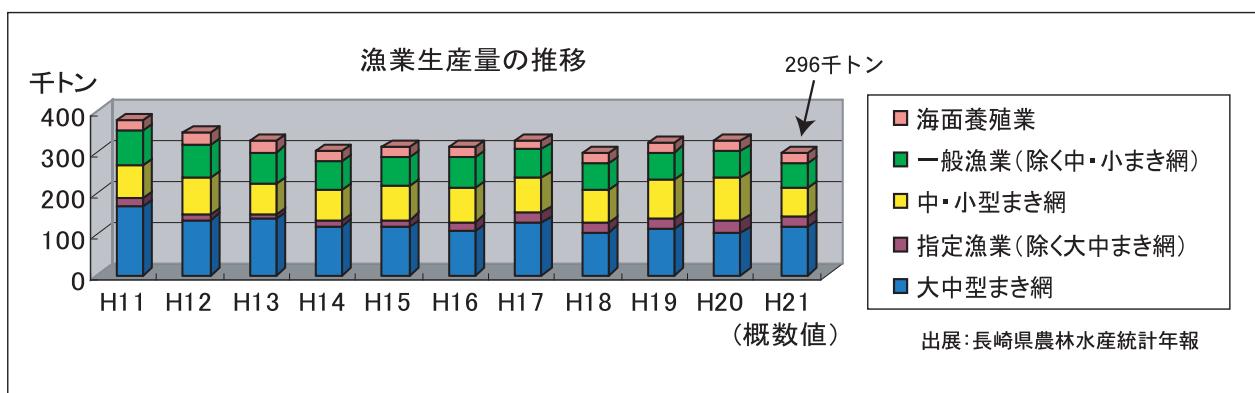
長崎でも最初にキリスト教が伝わった平戸。森と畑に囲まれた美しい自然の中に独特の外観が一際目立つ。

## 39 総合的な水産基盤整備の促進について

【水産庁】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 総合的な水産基盤の整備を促進するための必要な財源の確保
- 2 国直轄による大規模漁場整備の着実な実施



#### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

長崎県は変化に富む長い海岸線と多くの離島・半島地域を有し、海域の特性に応じた多種多様な漁業が営まれており、生産量・額ともに全国有数の水産県です。しかしながら、磯焼けに象徴される漁場環境の変化、水産資源の減少、輸入水産物の増加等による魚価の低迷、就業者の減少と高齢化など、水産業と漁村をとりまく環境は一段と厳しさを増しています。

こうした中、水産資源を守り育てる藻場や増殖場の整備、効率的な漁獲を行う魚礁漁場の整備、防暑施設や浮体式係船岸の整備など高齢者や女性にも配慮した就労環境の整備など、生産基盤の整備を推進し、漁業の生産性向上及び所得の向上を図る必要があります。

#### 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

・国における平成22年度水産基盤整備事業（国直轄漁場整備含む）の公共事業費予算は、対前年比68.6%と大幅に落ち込んでいます。

→本県の事業継続地区、新規予定地区の計画的な実施に支障があります。

特に拠点漁港である長崎漁港などの本土地区広域漁港整備事業の内示は、対前年比69.8%となっており必要な予算が確保されていません。

・水産基盤整備、林野、農村整備各分野において、地域の創意工夫を活かした総合的な整備が可能な「農山漁村地域整備交付金」が創設されました。

→当交付金を含めれば本県の平成22年度水産基盤整備予算は対前年比89.6%が確保されたものの、次年度以降の必要な整備予算確保が可能か不透明です。

・国直轄による大規模漁場整備に関しては、制度の創設及び本県周辺海域における事業実施を平成17年11月から継続して政府施策要望し、今般平成22年度新規着手箇所として五島西方沖の整備が予算化され事業着手の目処が立ったものです。

→五島西方沖での整備計画では全体事業費80億円、事業期間がH22～26年度の5年間とされていますが、水産基盤整備予算が減額されることで、整備の遅れが懸念されます。

#### 【3】本県が望むことは以下のとおりです。

・水産基盤整備予算として、必要な予算の確保を望みます。

・五島西方沖地区の直轄漁場整備にかかる必要な予算の確保を望みます。

(参考)

平成22年度政府予算額（国費）

水産基盤整備 82,227百万円 内、本県への交付額8,724百万円

農山漁村地域整備交付金 150,000百万円 " " 配分額4,644百万円

(うち水産基盤1,562百万円)

→この予算措置により、広域漁港整備事業など県内の水産基盤整備事業を実施します。

五島西方沖地区の国直轄漁場整備予算は平成22年度6億円で、残4年で74億円（18.5億円／年）が必要です。

#### 【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

・今後の水産基盤整備計画（H23～新規予定箇所）

広域漁場整備事業 対馬西地区（人工海底山脈）

水域環境保全創造事業 橋湾地区（藻場造成）

広域漁港整備事業 長崎漁港（道路改良・橋梁等）

漁港環境整備事業 長崎漁港（防災緑地）

漁港海岸事業 戸石漁港（長崎市）、松原漁港（大村市）、松尾漁港（島原市）

## 40 水産資源の保護を目的とする鯨類の持続的利用について

【水産庁、外務省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 商業捕鯨の早期再開に向けた取組の強化
- 2 東シナ海等の日本沿海域における鯨類の漁業影響調査の実施
- 3 イルカの食害による漁業被害の防止対策
  - (1) 効果的なイルカ追い払い手法の開発
  - (2) いるか漁業にかかる都道府県別鯨種別捕獲枠の見直し、本県への新規枠付け
  - (3) 県・市・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援

### ○いか釣り漁業への推定損失金額(H17.12～18.3)

壱岐	246百万円
対馬	620百万円
計	866百万円

### ○イルカ被害対策事業



県によるイルカ被害対策事業（イルカ捕獲）



同対策事業（衛星標識装着）

## 【1 商業捕鯨について】

### ○早期再開に向けた取組の強化とは

我が国は、商業捕鯨禁止を受け入れた1987年から南氷洋で鯨類捕獲調査を実施しているが、捕鯨の早期再開は、鯨類に関する科学的知見を集積し、捕鯨に対する国際・国内的な理解を得ることが必須であり、このための鯨類捕獲調査の拡充や鯨食文化の啓発普及などの取組強化が必要です。

(参考)

国の取組状況：南米洋鯨類捕獲調査

本県の取組状況：政府及び関係国会議員への要望活動

北西太平洋鯨類捕獲調査

南氷洋鯨類捕獲調査船の寄港誘致活動

全国鯨フォーラムへの後援

全国鯨フォーラム2008新上五島への  
協力・支援

## 【2 漁業影響調査について】

### ○日本沿海域における漁業影響調査の実施とは

海洋生物のバランスを保ち持続可能な資源利用を図るために、鯨類の捕食が漁業に与える影響を解明することが重要であり、現在、実施されている北西太平洋鯨類捕獲調査を拡充強化し、漁業活動が活発に行われているも調査が行われていない東シナ海等の日本沿海域における漁業影響調査を実施する必要があります。

## 【3 漁業被害の防止対策について】

### ○効果的な追い払い手法の開発とは

本県周辺海域では、来遊するイルカによる漁業への影響増大が懸念されており、漁業資源の保全を図るために、来遊するイルカの追い払いや適切な間引きについて検討する必要があります。

冬季に来遊するイルカによる食害対策として、多数の漁船による追い払いを実施していますが、多大な労力に対し効果がない現状にあるため、効果的な追い払い手法の開発・導入が必要です。

### ○都道府県別鯨種別捕獲枠とは

国は「小型鯨類資源管理方針」に基づいて、都道府県別鯨種別捕獲枠を設定し、これを越えない範囲内で捕獲が行われるよう管理を行っています。現在、イシイルカ、リクゼンイルカ、スジイルカ、ハンドウイルカ、マゴンドウ、ハナゴンドウ、オキゴンドウ、アラリイルカ、カマイルカの9種を捕獲対象種として、8道県に捕獲枠を配分しています。

各イルカの捕獲枠数は遠洋水産研究所が算出した暫定的推定資源量から水産庁が算出しています。

### ○また、見直し、本県への新規枠付けとは

イルカ資源への影響に配慮しながら漁業資源の保全を図るために、知事のいるか漁業許可による適切な資源利用ができるよう、本県は3ヶ年(平成19年～21年度)にわたり、本県海域において、航空機によるイルカ来遊量調査、人工衛星標識によるイルカの生態調査やイルカ忌避装置効果試験等を実施してきました。この調査結果に基づいたりるか漁業にかかる都道府県別鯨種別捕獲枠の見直し、本県への新規枠付けが必要です。

### ○県・市・漁業者等が行うイルカの漁業被害対策に対する国の支援とは

イルカによる漁業被害対策として、本県では追い払い、来遊量調査等の独自の取組を実施していますが、専門的な知見や技術について、国の技術的・経済的支援が必要です。

## 41 秩序ある水産物輸入体制の構築について

【水産庁、外務省】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 WTO新ラウンドにおける非農産品交渉において、国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールの堅持
- 2 自由貿易協定(FTA)、経済連携協定(EPA)の締結については、国内の水産業への影響が生じないよう例外措置の確保

### 1. 我が国及び本県の輸入量・額の推移

全国		(千トン、億円)	長崎県		(トン、百万円)
年	輸入量	輸入額	年	輸入量	輸入額
H12	3,544	17,340	H12	24,222	7,745
H16	3,485	16,371	H16	21,644	6,105
H17	3,343	16,687	H17	14,033	5,491
H18	3,154	17,074	H18	14,963	5,323
H19	2,892	16,373	H19	12,564	4,551
H20	2,768	15,644	H20	15,225	4,234

【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。――――――

(WTO交渉について)

- ・世界の水産資源が悪化している中、貿易の一規律自由化は、国の見解・主張によれば輸出国における乱獲が助長され、中長期的には資源の枯渇をもたらし、貿易の持続的発展を損ないかねないため、有限天然資源である水産物の関税引き下げ方式は、品目毎の柔軟な対応が必要です。
- ・平成15年5月にWTOから示された案には、「魚及び魚製品」が記載されました(ジラールWTO非農産品市場アクセス交渉グループ議長案)。
- ・WTO交渉は、平成18年6月の閣僚級会議が決裂し、平成19年1月に交渉再開となりましたが、その後進展はない状況です。
- ・県は、今後とも重大な関心を持ちWTO交渉を見守るとともに、国に対し交渉が我が国の主張どおりとなるよう関係団体と一緒に国に働きかける必要があります。

(FTA・EPA交渉について)

- ・WTO交渉が難航する中、個別の国とのFTA、EPA締結に拍車がかかる懸念があることから、国に対し、FTA、EPA締結にあたっては国内水産業の事情を十分検討して影響が出ないよう国に要望する必要があります。

【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。――――――

- ・WTO交渉は、多角的貿易交渉(ドーハ・ラウンド)が長期化・膠着化している状況であり、国内水産業に影響が出ない結果となるよう、国の交渉の推移を注視していく必要があります。
- ・具体的には、貿易の一規律自由化による乱獲の助長とそれに伴う水産資源の枯渇や、水産物の輸入量増大により、国産水産物の需要低迷や魚価の低迷など、国内の水産業への影響が懸念されます。特に本県で漁獲される品目のアジ・サバ・イワシ・イカ・及びブリは本県の主要生産物であり、漁業が基幹産業の離島地区では、地域経済基盤の弱体化など大きな影響が見込まれます。

【3】本県が望むことは以下のとおりです。――――――

- ・国内の水産業を維持、発展させるための貿易ルールの堅持を望みます。
- ・国内の水産業に影響が出ない内容でのFTA、EPAの締結を望みます。

【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。――――――

- ・輸出国における水産資源の乱獲防止と国産水産物の需要及び魚価の安定が図られ、国内・県内漁業の安定持続的な発展が可能となります。

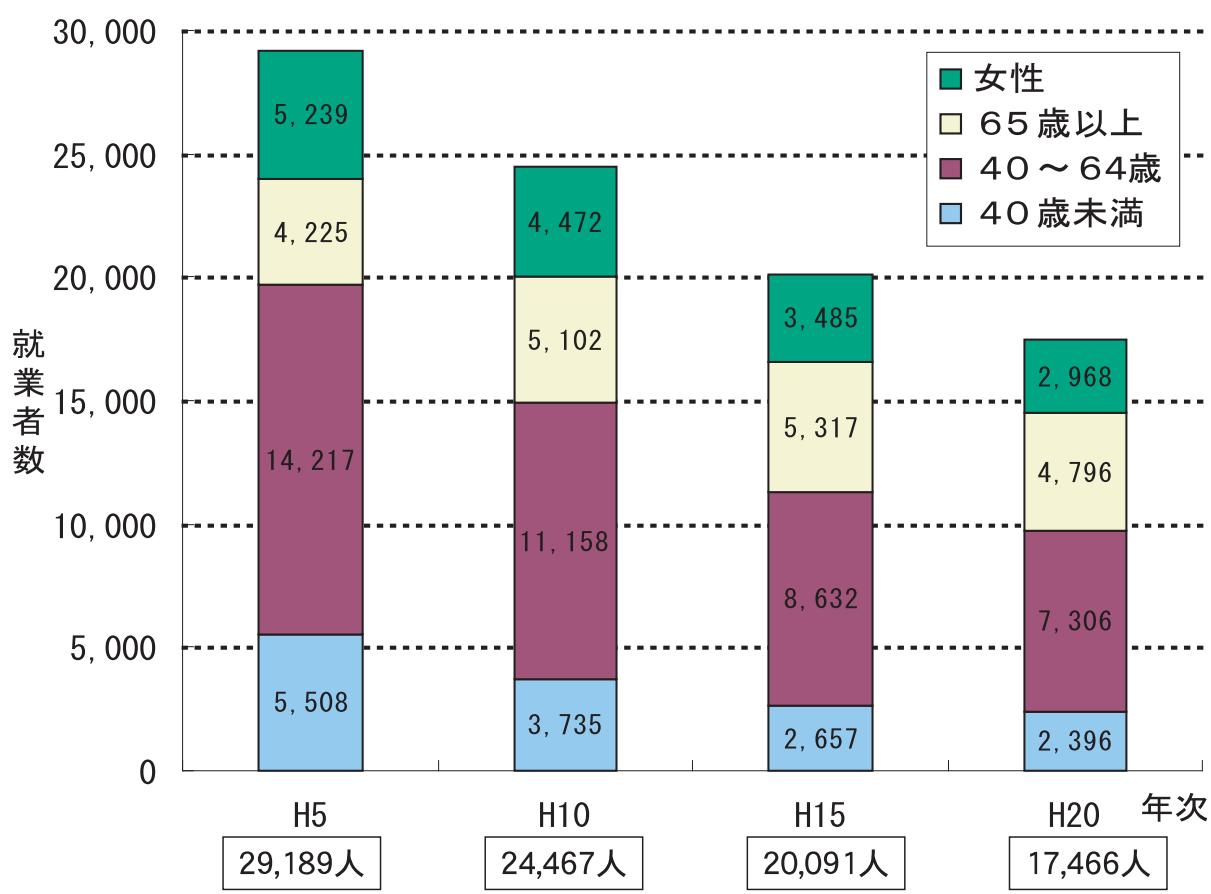
## 42 新規漁業就業者の確保・育成対策の充実について

【水産庁】

### 【提案・要望の具体的な内容】

- 1 新規就業者の着業を促進するため、21年度補正予算限定で実施された「漁業演習船」についての支援措置を継続
- 2 新規就業希望者の漁業技術習得研修中における生活の安定を図るための補助制度の創設
- 3 国の「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業」の支援対象者の要件緩和

長崎県漁業就業者数の推移



## 【1 新規就業者の着業について】

### ○21年度補正予算限定で実施された「漁業演習船」についての支援措置とは

長崎県では水産資源の減少、燃油の高騰等により、漁家経営は厳しい状況が続いており、全国傾向と同じく漁業の担い手の減少と高齢化が進んでいます。

こうした中、国では平成21年度補正予算限定として、新規就業者の独立促進に必要な漁業演習船を漁協が整備する経費を支援する制度が実施されました。本県では5漁協6隻の事業が採択され、新規就業者の演習用漁船として活用されています。

### ○その継続とは

新規就業にあたっては、漁船など初期投資が大きな負担となっていますが、漁業演習船の整備への支援は、初期投資を軽減し、国、地方、漁協が連携して新規就業を促進するために有効な制度であるので、事業の継続実施を提案するものです。

## 【2 生活の安定について】

### ○新規就業希望者の漁業技術習得研修中における生活の安定を図るための補助制度とは

雇用情勢等の悪化から、漁業就業への関心が高まっていますが、漁業は自然条件の影響を受けやすく、また、漁業技術の習得には時間がかかることから、収入が不安定になります。

このため、漁業技術習得研修中の生活費等を支援することにより、円滑な就業を促進することが重要と考えます。

### ○その創設とは

長崎県では就業定着の意欲と能力があると市町が認める者に対し、市町が漁業技術研修期間中の生活費を支援する（15万円／月、生計を一にする場合10万円／月、最大24ヶ月）単独の補助制度（県補助率1／2以内）を設けており、平成21年度末までに35名が利用しています。全国的に漁業就業者が減少する中、国におきまして就業初期の不安定な生活を緩和するため、生活費等を支援する制度の創設を提案するものです。

## 【3 「漁業の担い手確保・育成対策総合推進事業」について】

### ○支援対象者の要件緩和とは

国の事業では、漁業就業に関する相談会等の開催や相談会参加者の漁業現場での実践研修等を支援していますが、主として都市部の若者等を対象とし、2親等以内の親族が営む漁業と同じ漁業を研修する漁家子弟は支援対象とはなっていません。他産業に就業した漁家子弟であっても、最近の雇用情勢等から漁業就業のためUターンする者もいることから、漁家子弟の支援要件の緩和を提案します。

## 43 耕作放棄地対策の強化について

【農林水産省】

### 【提案・要望の具体的内容】

## 耕作放棄地解消及び集積に伴う「耕作放棄地解消・集積促進事業」について以下のとおり要望

- ## ① 採択期間延長 ② 促進費の要件緩和・拡充等

「耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 宇土山地区（H22新規）」

### 基盤整備実施前(現況)

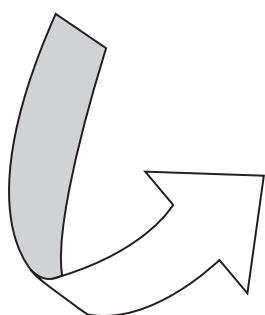


A photograph showing a hillside covered in dry, brownish-green vegetation. In the distance, a small, simple building is visible against a backdrop of trees and hills under a clear sky.

A photograph showing a steep hillside covered in dry, brownish-green vegetation. In the distance, a tall, thin metal lattice power line tower stands against a clear blue sky. The foreground is dominated by tall, dead grass or brush.

受益面積(現況)①	23.5ha
耕作放棄地面積②	8.4ha
耕作放棄地率②/①	35.7%

## 其般整備審施後(計画)



#### 【1】この要望の背景・必要性は以下のとおりです。

耕作放棄地が全国的に増加傾向である中、優良農地の確保の観点から耕作放棄地の解消・発生防止は国の喫緊の課題です。

この耕作放棄地を解消するためには、広くて形状が良く、農作業がし易い農地にできることから基盤整備による解消が中長期的に有効であり、優良農地の確保だけでなく、食料自給率の強化、さらには水源涵養や良好な景観の維持など、多面的機能の維持・保全も図られます。

耕作放棄地率が27.1%と全国一位である長崎県の耕作放棄地13,000haのうち5,800haを平成22年度から10年間で解消する方針です。

表-1

	経営耕地面積	耕作放棄地面積	放棄地率
長崎県	35,002 ha	13,033 ha	27.1 %
全 国	3,608,428 ha	385,986 ha	9.7 %
九 州	417,744 ha	60,899 ha	12.7 %

(2005農林業センサス)

#### 【2】この要望における課題・問題点は以下のとおりです。

- 耕作放棄地は中山間地域等の条件不利地に多く発生。

→条件不利地の基盤整備は整備単価が高く、農家負担が高騰し整備推進の支障となっています。

- 耕作放棄地解消の基盤整備事業（ハード事業）と、ハード事業の実施により担い手への農地の集積割合に応じて国から促進費が公布される耕作放棄地解消・集積促進事業（ソフト事業）の採択期間が異なる。

→促進費は、ハード事業の農家負担軽減に活用できますが、基盤整備（ハード事業）実施の採択期間は平成24年度まで、促進費（ソフト事業）の採択期間は平成23年度までであり、基盤整備に平成24年度に着手する地区は、促進費が利用できません。

- 農家負担軽減に活用できる促進費は、担い手へ1ha以上まとまりのある農地集積が必要。

→中山間地域等の条件不利地では、地形的特性から1ha以上のまとまった農地集積が困難なことに加えて、担い手も少ないため、有効活用できません。

#### 【3】本県が望むことは以下のとおりです。

- 採択期間の延長：促進費の採択期間について、平成24年度までの延長を望みます。

- 要件の緩和：条件不利地の地形的特性を踏まえ

①「1ha以上のまとまった農地集積」の要件を緩和し、1ha以下も対象とする  
②担い手以外の農家も対象とする

などの要件の緩和を望みます。

#### 【4】要望が採択されることによって、以下が可能となります。

- 平成24年度から中山間地域等の条件不利地などで耕作放棄地対策の基盤整備に着手する地区でも、平成24年度から促進費を活用できるようになります。

- 集積要件を緩和することにより、促進費の有効活用ができ、農家の負担軽減が図られることから基盤整備が推進でき、耕作放棄地の解消が促進されます。